

## 令和3年度 業務改善助成金の申請にあたってのチェックポイント

福井労働局 雇用環境・均等室

### 1 中小企業であることの確認

次の業種ごとにおいて、①資本金の額又は出資の総額、②常時使用する企業全体の労働者数のいずれかの要件を満たしていること。

業種	①資本金又は出資総額	②常時使用する労働者数
<input type="checkbox"/> 製造業その他（下記以外）	<input type="checkbox"/> 3億円以下の法人	<input type="checkbox"/> 300人以下
<input type="checkbox"/> 卸売業	<input type="checkbox"/> 1億円以下の法人	<input type="checkbox"/> 100人以下
<input type="checkbox"/> サービス業	<input type="checkbox"/> 5000万円以下の法人	<input type="checkbox"/> 100人以下
<input type="checkbox"/> 小売業	<input type="checkbox"/> 5000万円以下の法人	<input type="checkbox"/> 50人以下

### 2 事業場の労働者数が100人以下であること。

- 労働者数100人以下

### 3 事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内であること。

- 交付申請時において、事業場内最低賃金と福井県の最低賃金との差額が30円以内である事業所。
- 事業場内最低賃金が888円以下である事業所。  
地域別最低賃金を下回ってはけません。（福井県最低賃金858円：令和3年10月1日現在）

### 4 申請に必要な書類

- (1) 中小企業最低賃金引上げ支援対策費（業務改善助成金）交付申請書（様式第1号）
- (2) 国庫補助金所要調書（様式第1号 別紙1）
- (3) 事業実施計画書（様式第1号 別紙2）
- (4) 就業規則
- (5) 申請時賃金台帳（引上げ後の事業場内最低賃金に満たない労働者のもの） 申請前の3月分
- (6) 会社カレンダー等、（所定労働日数、時間がわかるもの）
- (7) 労働条件通知書
- (8) タイムカード等就業状況がわかるもの
- (9) 事業の内容のわかるもの。
  - 見積書 2社以上
  - カタログ等
  - 函面、写真等概要のわかるもの。（現状及び改善後）

### 4 確認事項

- 助成経費を対象として、国・地方自治体の助成金等を受けていないこと。
- 交付決定を受ける前に、当該事業に着手していないこと。
- 当該事業を中止する場合は、廃止の承認が必要であることを承諾していること。
- 提出日の前日から3月間に解雇を行っていないこと。
- 提出日の前日から3月間に時間当たりの賃金の引き下げを行っていないこと。
- 提出日の前日から3月間に所定労働時間の短縮又は所定労働日数の減少を内容とする労働契約の変更等による、月当たりの賃金引下げを行っていないこと。
- 過去3年間に補助金等の決定取り消し等がないこと。
- 暴力団関係事業者に関係していないこと。
- 破壊活動防止法に該当がないこと。
- 税若しくは徴収金の滞納がないこと。
- 倒産していないこと。
- 不正受給等が認められた際に企業名等を公表することに同意していること。

お問合せ先：福井労働局 雇用環境・均等室

電話：0776-22-0221